

「医療非常事態宣言 ～命を守る１か月～」

第一線で新型コロナウイルスと闘い、私たちの命を守ってくださっている医療従事者の皆様に、深く敬意を表します。また、長期間にわたり、感染防止にご尽力・ご協力いただいているすべての皆様に、改めて感謝申し上げます。

デルタ株の急速な拡大と夏休みの全国的な人の移動により、新型コロナウイルス新規陽性者数は県内でも爆発的に増加しており、新型コロナウイルスへの感染リスクが極めて高くなっています。療養者数も急増し、医療に大きな負荷がかかりつつある中、このまま新規陽性者が急増し続けると、救える命が救えなくなる事態になりかねません。

現下の危機的局面を乗り越えるため、ここに医療非常事態を宣言し、あわせて、全県に対して「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

９月２０日までを「命を守る１か月」とし、確保病床使用率の４０％以下への引き下げを目標に、県民の皆様のご協力をいただきながら、全力で取り組みを進めてまいります。

県としては、医療関係者や市町村等のご協力のもと、療養・検査体制の強化とワクチン接種の加速化に全力を尽くします。医療従事者の皆様には、療養体制強化のため引き続きご協力をお願い申し上げます。県民の皆様には、自らが感染しないよう、そして周囲の方を感染させないよう、感染リスクを最小化するため最善の行動をとっていただきますようお願い申し上げます。また、発症・重症化予防など効果が高いワクチンの接種について、ご検討いただくようお願いいたします。

今がまさに、爆発的な感染拡大を食い止め、大切な命とそれを支える医療を守るための瀬戸際です。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和３年（２０２１年）８月２０日

長野県知事 阿部守一

全県の感染警戒レベルを5に引き上げ 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年8月20日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

感染力が強いデルタ株と闘うため、全県の感染警戒レベルを5に引き上げ、9月2日までを期限として、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。県としては、医療関係者や市町村等のご協力のもと、療養・検査体制の強化とワクチン接種の加速化に全力を尽くします。

県民の皆様には、自らが感染しないよう、そして周囲の方を感染させないよう、感染リスクを最小化するための最善の行動をとっていただくようお願いします。

2 県としての対策

県として次の対策を実施します。県内にお住まいの方、訪問される方、事業者、市町村等の皆様は、県の対策にご協力ください。

(1) 療養体制の強化

490床ある確保病床のさらなる拡充と、緊急的な受入病床（全県で約80床）の確保を医療機関に要請するとともに、軽症者等を受け入れるための6箇所目の宿泊療養施設の開設に着手します。

また、ネーザルハイフロー等を活用した酸素療法や抗体カクテル療法を積極的に実施し、重症化予防を図るとともに、さらなる感染の拡大時においても適切な療養体制を維持するための療養体制の強化等について関係団体と連携して検討を進めます。

(2) 検査体制の強化

診療・検査医療機関や学校、福祉施設に対し、抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見についての協力を要請するとともに、抗原簡易キットの活用による市町村の感染拡大防止の取組に対する支援や感染拡大地域との往来がある方等を対象にしたPCR検査など、陽性者早期発見の推進について検討します。

また、保健師等の増員や地域振興局等の応援による保健所体制の強化を行い、迅速丁寧な調査を実施します。

(3) ワクチン接種の加速化

市町村接種への補完・支援を更に進めるため、県接種会場での接種対象等の拡大の検討及び、若年層・壮年層に対するワクチン接種が進むよう広報をはじめ、具体的な取組を行っていきます。

また、ワクチンを最大限有効に活用するため、ワクチン供給について必要に応じてきめ細かな調整を行います。

さらに、職域接種の実施にあたり医療従事者の派遣支援を行うとともに、アストラゼネカ社のワクチン接種について希望する者に積極的に活用するよう準備を進めます。

(4) 影響を受ける県民・事業者への支援

長期化するコロナ禍の影響により、生活が困難な状況にある方を支援するため、フードドライブ等の実施による食糧支援を行います。

売上げが大きく減少している中小企業者等を支援するため、国の月次支援金を受給していない事業者に対する新型コロナ中小企業者等特別応援金を拡充するとともに、金融機関に対し、時短要請に伴う協力金、クーポン券やその他の補助金・支援金の支給までの間に飲食店等が必要とする資金のつなぎ融資の実施を依頼します。

また、地域経済を活性化するために市町村が行う事業者支援の取組に対し交付金を支出します。

(5) 行動変容を呼びかけるための広報の徹底

デルタ株に感染しない・させないための行動変容を促すため、「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」発出団体や市町村と連携した情報発信に取り組みます。併せて、様々な広報媒体や SNS を活用し、呼びかけを行います。

(6) 信州 Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止等

信州 Go To Eat キャンペーン食事券の販売を一時停止するとともに、既に販売した食事券を利用する際は、店内利用の場合には同居家族での利用を推奨します。

(7) 県立学校における取組

県立学校では、夏季休業終了後から 8 月 29 日までの期間、以下の対策をとることとします。

- ・ 各校の状況に応じて、対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用しながら、生徒同士の接触機会を低減します。(特別支援学校を除く。)
- ・ 体験入学、学校見学、外部との交流授業などの学校行事については、原則実施しないこととします。
- ・ 部活動は、原則実施しないこととします。

ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認めます。

(8) 公共施設の休止等の検討

県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請します。

(9) 県機関における取組

新型コロナウイルス対策業務など、県民の生命・財産を守る業務を最優先に組織体制を整えます。また、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内での従事職員数を概ね 5 割削減します。

(10) 国に対する要請

生活や産業に対する手厚い支援を行うとともに、現下の感染爆発に対して実効性のある強力な措置を講じるよう国に要請します。併せて、都道府県を跨いだ広域的な人の移動の抑制や、陽性が確認された者の行動管理など、感染拡大を防止するための法改正の検討を国に要請します。

(11) 県民・事業者の皆様等に対する協力要請

県民・事業者の皆様、本県に滞在中の皆様は、県からの要請にご協力をお願いします。

「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」 の全県発出に伴うお願い

感染力が強いデルタ株と闘うため、県としては、医療関係者や市町村等のご協力のもと、療養・検査体制の強化とワクチン接種の加速化に全力を尽くします。

県民の皆様におかれましては、

「大切なご自身とご家族の命を守り」

そして、

「多くの方の命と暮らしを救う」

ため、以下の行動をお願いします。

1 できるだけ人と会わない

- 会合は極力少人数・短時間で
- 県境をまたぐ移動は基本的に行わない

2 マスク、手洗い・手指消毒、三密回避の徹底を

3 体調が悪い時にはすぐに医療機関に相談を

その他「別紙」の内容についても、ご協力をお願いします。

なお、県外との往来等を行わなければならない方もいます。
差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。

「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の全県発出に伴うお願い

以下についてご協力をお願いします。

下線部分は今回追加で協力をお願いする項目又は要請内容を強化する項目です。

1 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

- ① 人との接触機会をできるだけ減らすようお願いします (特措法第24条第9項)
(人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意ください。)
 - ・ 極力ご自宅に近いところで生活を行ってください
 - ・ 可能なら電話やオンラインで済ませてください
 - ・ 混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください
- ② 出張や旅行、帰省などで県境をまたぐ移動は極力中止又は延期するようお願いします。別荘等での二地域居住者の皆様も、この時期の県を越えての移動は控えるようお願いします
(特措法第24条第9項)
- ③ 職場や学校などを除き、会合は控えていただき、会合が必要な場合でも少人数(極力4人以内)・短時間としてください
- ④ ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします (特措法第24条第9項)
 - ・ 同窓会や親族の集まりなど、普段会わない方との会食は控えてください
 - ・ 同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください
 - ・ できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください
 - ・ 「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します
- ⑤ 酒類の提供を行う飲食店に限らず、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用を控えるよう協力をお願いします (特措法第24条第9項)
- ⑥ 20時以降に酒類を提供する飲食店等を利用する場合は、長野県が認証している「信州の安心なお店」を選択し、1グループは同居家族又は4人以内、利用する時間は2時間以内とするともに、感染対策を徹底するようお願いします
- ⑦ 飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)におけるカラオケ設備の利用を自粛するようお願いします
- ⑧ 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、直ちにかかりつけ医等に相談するようお願いします
- ⑨ 出張等での来訪者、旅行者の方、二地域居住者の方は、上記①、③、④及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします(特措法第24条第9項)。また、⑤～⑦についてもご協力をお願いします

2 事業者の皆様等への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など不特定多数の方を受け入れる施設に限らず、店舗や施設の管理者におかれては、感染防止対策を徹底していただくとともに、状況に応じ入場制限等を実施してください (特措法第24条第9項)
- ・人と人の距離を概ね2メートル程度確保するための入場制限等
 - ・施設内での物理的距離の確保
 - ・十分な換気
 - ・客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - ・客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケ設備の利用提供を控えるようお願いします
- ③ 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

【イベント開催に対する感染防止対策】

- ④ イベント主催者の皆様におかれては、以下の点について協力をお願いします (特措法第24条第9項)
- ・できるだけ延期や中止を検討してください
 - ・屋内のイベント※を開催する場合は、参加人数について以下のいずれか小さい方を上限としてください
 - ◆大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの ⇒ 収容率100%以内または5,000人
 - ◆大声での歓声、声援等が想定されるもの ⇒ 収容率50%以内または5,000人
 - ※ 上記の参加人数の上限を上回る屋内イベントで R3.8.23 までに販売されたチケットはキャンセル不要としますが、R3.8.24 以降は当該イベントのチケット販売は停止してください。(R3.8.20～23 は周知期間とします。)
 - ・イベント会場においては屋内、屋外を問わず飲食は禁止とするようお願いします
 - ・イベント参加者に対しては、会場での声援等は控えること、休憩時間中の会話をできるだけ控えること、また、イベントの前後においてはイベント会場以外の場所に立ち寄らないことの呼びかけをお願いします
 - ・県境をまたぐ移動や体調不良等の理由により、参加をためらわれている方に対する支援策の検討をお願いします

【従業員に対する感染防止対策】

- ⑤ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ⑥ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください
- ・労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑦ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

※ この他、次の地域においては酒類を伴う飲食店等に対する営業時間短縮等の要請を行っています。

○佐久圏域 : 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町

○上田圏域 : 上田市、東御市、青木村、長和町（圏域内全域）

○諏訪圏域 : 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村（圏域内全域）

○南信州圏域 : 飯田市

○松本圏域 : 松本市、塩尻市、安曇野市

○長野圏域 : 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村

○北信圏域 : 中野市、山ノ内町

3 学校設置者等の皆様への協力依頼

① 市町村立及び私立の学校設置者の皆様には、県立学校の対応も参考に、感染拡大防止のための措置の検討をお願いします

② 保育所等については、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動や、安全な実施が困難であると考えられる行事等の中止や延期を市町村等に対して依頼します

（参考：夏季休業終了後から8月29日までの期間における県立学校での対応）

- ・各校の状況に応じて、対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用しながら、生徒同士の接触機会を低減します（特別支援学校を除く）
- ・体験入学、学校見学、外部との交流授業などの学校行事については原則実施しないこととします
- ・部活動は、原則実施しないこととします

ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認めます